

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「ゼロからイチを創る ～常識を疑い、組織力で難しい課題に挑戦する～」という経営理念のもと、創造性と技術力で新たな製造業の形を作り出すことにより、顧客へ付加価値を提供するとともに、社会に貢献していくことを目指しております。当社はこの認識のもと、新たな価値を創造するとともに、経営効率化により真に競争力のある利益体質企業を構築することで、株主をはじめとする顧客、従業員との共存共栄を実現する経営を実践していくとともに、グローバル・スタンダードに対応し得る経営機能の強化、コンプライアンス体制の構築を更に進める考えであります。今後、株主や投資家に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、決算説明会・株主懇談会等の積極的IR活動を通じて、一層の経営の透明性向上を目指す考えであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊地歯車株式会社	4,313,580	17.41
豊田通商株式会社	2,760,000	11.14
森西 淳	2,754,650	11.12
DMG森精機株式会社	2,400,000	9.68
株式会社日本政策投資銀行	1,677,000	6.77
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,100,000	4.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	887,800	3.58
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	407,234	1.64
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	396,974	1.60
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	380,862	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	6 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 尚	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 尚	○	—	製造業である上場企業において、役員として経営に携わるとともに、他の上場企業においても社外取締役を務めるなど、企業経営に関する専門的な知識や深い経験を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役

補足説明

取締役の報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しております。
 その他1名は、社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査の実効性を高めるべく、定期的に意見交換の場を設け、それぞれの監査計画や監査結果の共有、その他当社固有の問題点の情報の共有化、並びに、内部牽制機能の強化に向けた具体的な協議を行う等、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷津 範之	公認会計士													
長壁 優子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷津 範之	○	—	公認会計士として会計・財務に関して深い見識を有しており、この見識を活かして特に財務政策について専門的な観点から監督、助言等をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。
長壁 優子	○	—	弁護士として法務に関して深い見識を有しており、この見識を活かして特に法務・コンプライアンスに関して専門的な観点から監督、助言等をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
-------------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2024年9月27日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額50百万円以内（発行又は処分する普通株式の総数は、年180,000株以内）とご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 基本方針
当社取締役の報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様への期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上のモチベーションを高め、当社の企業価値の増大に資するものを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬に加えて、株主の皆様と目線を合わせ、株主利益と連動させるための株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
なお、当社は、取締役の報酬等を決定するにあたり、その客観性及び透明性を確保するため、また、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるために、過半数が社外役員から構成される任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役社長 兼 執行役員CEO1名（森西淳）、独立社外取締役1名（安藤尚）、独立社外監査役1名（谷津範之）により構成され、議長は代表取締役社長森西淳が務めております。
- (2) 基本報酬（金銭報酬）の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、過去の支給実績、役位、個々の職責、在任期間、他社水準及び会社業績等を総合勘案し決定します。
- (3) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
当社の取締役の非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役を対象として譲渡制限付株式を割り当てるもので、中長期の業績向上、企業価値向上への貢献へのインセンティブとして業績などを総合的に勘案して、その額を決定します。
- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、取締役会の委任に基づき、報酬委員会による十分な審議の上、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬を決定します。
なお、役員退職慰労金については、内規に基づき、役員報酬に在任年数及び係数を乗じた金額の範囲内で取締役会が決定し、株主総会の決議に基づき支給することとしておりましたが、2024年9月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打切り支給すること、また支給時期は、各取締役及び各監査役の退任時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会、監査

役については監査役の協議に一任することをご承認いただいております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が上述の決定方針との整合性を含めた多角的検討を行った上で、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を150,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2024年9月27日開催の株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬の額は、年額50,000千円以内、交付される普通株式の上限として年30,000株以内（なお、株式数の上限は2026年1月1日付で普通株式1株につき3株、2026年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で実施した株式分割による調整後、年180,000株以内となっております。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2023年3月15日の株主総会において、年間報酬総額の上限を30,000千円以内と決議いただいております。株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役（非常勤監査役）へのサポートは、財務経理部で行っております。取締役会の開催に際しては、資料の事前配布を行い、社外取締役及び社外監査役（非常勤監査役）が十分な議案検討時間の確保ができるよう努めております。また、社外監査役は常勤監査役、内部監査室と定期的に情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長森西淳が議長を務め、取締役4名（うち社外取締役1名）により構成されております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定をするともに、相互に職務の執行を監督しております。

また、取締役会には全ての監査役が毎回出席し、取締役会の業務執行状況の監査を行っております。

b. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、代表取締役社長森西淳が議長を務め、代表取締役社長1名、社外取締役1名、社外監査役1名で構成されており、取締役の報酬について審議・決定しております。

c. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長森西淳が議長を務め、取締役3名、常勤監査役1名、執行役員等本部責任者で構成されております。経営会議は定期的に開催しており、これにより日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図っております。

d. 監査役及び監査役会

当社の監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、非常勤監査役2名が社外監査役であります。監査役会は、これらの監査役で構成されております。

各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。監査役会は、原則として定例取締役会と同日に開催しております。

e. 内部監査室

当社は、各部門の業務活動に関して、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を行うことを目的に内部監査室を設置しております。内部監査室は、内部監査の状況を社長に報告するとともに、監査役会や会計監査人と連携を行っております。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長森西淳、取締役水田和裕、取締役今西貴士、常勤監査役岡村久雄、並びに執行役員、本部長、各部長等で構成され、委員長は代表取締役社長森西淳が務めており、必要に応じて社外取締役、社外監査役がオブザーバーとして出席いたします。

リスク・コンプライアンス委員会は、当社におけるリスク管理活動の適切な運営により、経営方針の実現を阻害する全ての要因を可能な限り排除し、万一の事態発生に際して、ステークホルダーの皆様への影響を極力排除すること、また、コンプライアンスの徹底によって社会的な信用の向上を図ることを目的としており、四半期に1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会設置会社を採用しております。経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させる一方で、取締役会から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせる両輪体制の下、十分な牽制の中で、取締役会における適正な意思決定や取締役の執行の監督が行われる体制であると考えております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご出席いただけるよう、可能な限り集中日を回避して開催するように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、議決権行使の電子化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ですが、海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、今後対応を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にはございませんが、個人投資家向け説明会を実施しております。今後、定期的に説明会を実施していくことを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算終了後の決算説明会を開催しております。また、アナリスト・機関投資家との建設的な対話を重視し、個別取材面談、工場見学会その他のIR活動を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮した上で、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定開示、適時開示、決算説明会資料等につきましては、東証適時開示情報伝達システム及び当社のホームページにIR専用ページを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部並びに財務経理部に複数のIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業の持続的な成長を実現するとともに、経営の透明性、並びにコンプライアンス遵守を行うことが、企業価値の向上に資すると考えており、それによって、結果として株主をはじめとするステークホルダーの皆様への利益還元ができると考えております。そのために、当社グループでは、リスク管理規程やコンプライアンス規程を制定し、それに基づくリスク・コンプライアンス委員会を開催することで、リスク管理や法令遵守を役職員に周知しております。また、適時開示等ガイドラインを制定し、ステークホルダーに対して、適時適切な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、航空業界に属しておりますが、業界全体としてCO2削減に取り組んでおります。当社グループも工程の効率化による電力消費量の削減や、廃棄物削減により環境を意識した活動に積極的に取り組むとともに、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みも進めております。また、地域に根付いた企業として、地域と連携した社会活動にも取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社グループは、ステークホルダーの皆様が、適切な判断を行うために必要な会社情報を適時適切に開示する方針です。そのために、当社ホームページ内に、IRウェブサイトを開設することや、決算説明会等を行うことで、当社グループ情報を速やかに発信できる体制を構築し、全てのステークホルダーの皆様に対して積極的な情報開示を行い、適切なコミュニケーションを図ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。また、当社は2026年6月に株式会社オノプラントを連結子会社化しており、当社グループ全体での内部統制、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化を進めております。

その概要は以下のとおりです。

a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人（以下、「役職員」という）が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うため、コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
- ・役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- ・コンプライアンス違反行為等について、役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
- ・内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、弁護士及び警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応を行う。
- ・「内部監査規程」を制定し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
- ・取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理について社内規程に基づき、リスク管理責任者を定める。定期的なリスクマネジメントに関する委員会を開催し、当社のリスクマネジメントに関する体制・重要な課題について審議・報告を行う。
- ・当社は、緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会が必要に応じて随時開催することにより、機動的な意思決定を行うこととする。
- ・当社の業務執行に関する方針及び施策は、業務執行を担う取締役及び執行役員により構成され、随時開催される経営会議において決定し、意思決定の迅速化と役割の明確化を行う。
- ・執行役員が経営会議での決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保する。
- ・毎月組織長会を開催し、経営の方針・業績等を伝達・周知するとともに、組織長が事業の進捗状況を報告する。
- ・取締役会にて業務分掌を定め、職務権限については規程に基づき職務の執行が効率的に行われる体制とする。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣することにより、子会社の業務執行状況を適切に管理・監督する。
- ・子会社の経営に関する重要事項の決定及び事業進捗状況については、必要に応じて当社取締役会にて事前に審議し、又は報告を求める体制とする。
- ・当社は、子会社におけるリスク管理体制の整備および運用状況を定期的に確認するとともに、当社グループ全体のリスク情報を把握し、必要な指導および支援を行う。
- ・当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役及び監査役に報告する。
- ・当社監査役は、当社の取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告又は説明を受け、必要に応じて調査を行うことにより、監査の実効性を確保する。
- ・子会社の取締役、監査役および使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事実を認識した場合には、速やかに当社へ報告する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が必要と認めた場合は、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人を配置する。
- ・当該使用人が職務遂行の際の指揮・命令権者は監査役とする。
- ・当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等については、監査役の同意を必要とする。

g. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制等

- ・取締役、執行役員及び使用人は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに監査役に報告を行う。
- ・監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
- ・当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ・当社監査役は、当社および子会社の取締役、監査役および使用人から、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす事項について直接報告を

- 受けることができるものとする。
- ・内部通報制度の運用状況を適宜確認するとともに、その状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役、執行役員および使用人、内部通報制度を利用した者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利な扱いを行わない。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役職務の執行機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
 - ・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べるができる。
 - ・監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決議を行った主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類をいつでも閲覧することができる。
 - ・監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - ・監査役は、内部監査部門との定期的及び随時の協議を通じて監査実施状況を共有し、監査役監査と内部監査との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

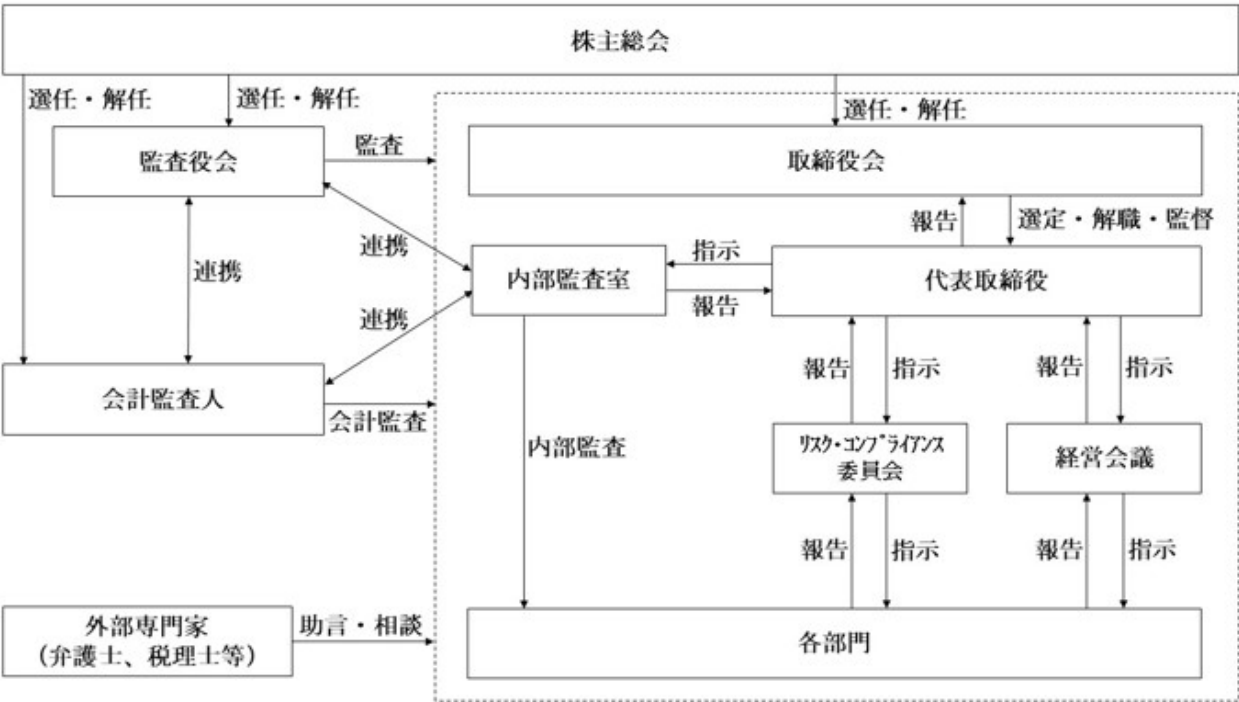
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図、及び適時開示体制の模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】



【適時開示体制の模式図(参考資料)】

